

福岡県における 食品衛生責任者の取扱いについて



福岡県 食の安全

検索

平成30年9月26日（水）
福岡県保健医療介護部生活衛生課

福岡県における食品衛生責任者の取扱いについて

本日の説明内容

- 1 食品衛生責任者に係る規定について
- 2 食品衛生責任者に対する講習会の実施状況について
 - (1) 食品衛生責任者養成講習会
 - (2) 食品衛生責任者実務講習会
 - (3) 福岡県における講習会受講率向上の取組み
- 3 食品衛生責任者の取扱いに係る主な課題について
 - (1) 責任者の資格要件に係る課題
 - (2) 衛生講習会受講率向上に係る課題

1 食品衛生責任者に係る規定について

【食品衛生責任者の設置等】

～ 福岡県食品衛生法施行条例第2条（管理運営の基準）（抄）～

- イ 営業者は、次に掲げる事項を行わせるため、食品取扱施設ごとに、食品取扱者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。
 - (1) 営業者の指示に従い、食品等の製造、加工、調理、販売等を衛生的に管理すること。
 - (2) 食品衛生上の観点から、営業者に対し必要な意見を述べること。
- ロ 営業者は、食品衛生に関する新しい知見を習得させるため、食品衛生責任者に講習会等を受講させること。
- ハ 営業者は、イ(2)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

1 食品衛生責任者に係る規定について

【食品衛生責任者の資格要件】

～S48年県衛生部長通知～

食品衛生責任者には、

食品衛生管理者、食品衛生管理士、栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生指導員の資格を有するもの及び福岡県食品衛生協会等が行なう食品衛生責任者養成講習会を修了したもの

を設置するよう指導されたいこと。

その他

平成7年7月11日付衛食第131号
厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生・食品化学
課長連盟通知

1 食品衛生責任者に係る規定について

【その他の規定】

～ 福岡県食品衛生法施行細則第13条（食品衛生責任者）～

- 1 営業者は、条例第2条の規定により食品衛生責任者を設置又は変更した場合は、速やかに食品衛生責任者設置届を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。
- 2 営業者は、営業所の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示するよう努めるものとする。

2 食品衛生責任者に対する講習会の実施状況について

(1) 食品衛生責任者養成講習会

- ① 実 施 (公社)福岡県食品衛生協会
- ② 講 師 各保健福祉(環境)事務所 食品衛生監視員 等
- ③ 受講料 8,000 円
- ④ H29実施状況
回数 29回 (12地区食品衛生協会)
受講者数 2,079名

2 食品衛生責任者に対する講習会の実施状況について

(2) 食品衛生責任者実務講習会

↓
食中毒予防講習会

実務者講習会に代わるもの。
対象を「食品衛生責任者」に限っていない。

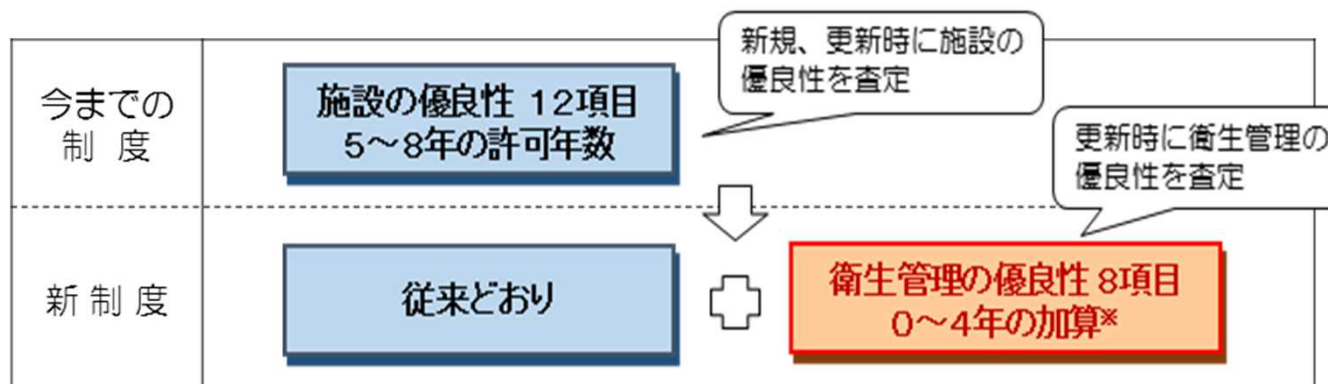
- ① 実 施 (公社)福岡県食品衛生協会
- ② 講 師 各保健福祉(環境)事務所 食品衛生監視員
- ③ 対象者 食品営業者や食品衛生責任者 等
- ④ 受講料 無料
- ⑤ H29実施状況
回数 44回 (12地区食品衛生協会)
受講者数 6,244名

2 食品衛生責任者に対する講習会の実施状況について

(3) 福岡県における講習会受講率向上の取組み

～平成30年度施行「食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱」～

「食品関連事業者の自主管理体制確立の支援」の一環として、事業者の衛生管理の取組み意欲を高めることを目的に、優良な衛生管理を行っている事業者の取組みを評価し、許可年数に反映させる制度



※ただし、許可年数の上限は10年

【衛生管理の優良性に係る査定基準】

- 一般衛生管理（5項目）（**衛生教育**、危機管理、使用水、そ族昆虫、管理運営）
- + HACCPの取組み状況（HACCP及び製品説明書、危害要因分析～改善措置、検証）

2 食品衛生責任者に対する講習会の実施状況について

【 査定基準「衛生教育」とは 】

○ 査定内容

食品衛生責任者による食品衛生に関する新しい知見を習得するための講習会の受講及びその記録

○ 講習会の条件

内容が食品衛生に関することであり、かつ講義時間が2時間以上のものであること



食品衛生責任者養成講習会、食中毒予防講習会を受講すると「適合」となります

3 食品衛生責任者の取扱いに係る主な課題について

(1) 責任者の資格要件に係る課題

- ・ HACCPによる自主的な衛生管理が義務化される中で、責任者に資格要件が必要かどうか、検討が必要
- ・ 現在、責任者の資格要件（養成講習会の受講等）については、各自治体において条例等により規定されており、統一化されていない。（福岡県においてはS48通知発出）

資格要件が必要であるならば、管理運営基準等により平準化するべき

3 食品衛生責任者の取扱いに係る主な課題について

(2) 衛生講習会(実務講習会)受講率向上に係る課題

- ・ 衛生講習会の受講については、管理運営基準(県条例)において規定している
→ 未受講であっても、指導にとどまっている現状あり
- ・ 食品衛生に関する新しい知見を修得するため、継続的な衛生講習会の受講は重要である

食品衛生責任者氏名の掲示の義務化など、衛生講習会の受講率向上に寄与する取組み（仕組みづくり）が望まれる